

憲法、人権、個人と社会、日本と外国について考える

はじめに

ロシア地域研究入門は、政治、経済、歴史（とくに政治史と経済史）、地理（人文地理、地誌）、国際関係といった社会科学的な視点からロシアを研究する、地域研究としてのロシア研究の入門編にあたります。

そこで、ロシア地域研究入門について学ぶ前に、まずは社会科学的なものの見方、考え方について学びます。

1. 法学の基礎

問 題

- ① 社会にある「きまり」の種類にはどんなものがありますか
- ② 法は、道徳、習俗、宗教と、どのように違いますか
- ③ 憲法は何についてのきまりですか
- ④ 憲法に必ず規定されていることはなんですか
- ⑤ 憲法は誰が守らなければならないのですか
- ⑥ 義務教育の義務とは誰のどのような義務ですか
- ⑦ 「近頃の若い者は権利ばかり主張して義務を怠っている」という意見についてどう思いますか
- ⑧ 「権利と義務のバランスをとりながら規律正しい生活をしよう」といった学校長の訓辞にしばしば見られる表現についてどう考えますか
- ⑨ 小中高校などの制服、服装や髪型、装飾品、持ち物などについての規則についてどう考えますか
- ⑩ 「人権週間」の際の啓蒙活動で、差別をしないようにしよう、他人に思いやりを持とう、弱者をいたわろうなどという標語が述べられていますが、これについてどう考えますか

1.1. 法とは何か¹

1.1.1. 社会規範としての法

人は、ひとりで生きているのではなく、他人とともに生きている。つまり、人は、共同生活をしている。共同生活が円滑に営まれていくためには、きまりが必要である。共同生活が営まれている場を社会といい、きまりのことを規範ということから、社会において、誰もが、あるいはいかなる組織や集団も、守らなければならないきまりのことを、社会規範という。

社会規範には、法、道徳、習俗、宗教などがある。これらの社会規範は、「何々をしろ」、「何々をしなければならぬ」、あるいは反対に「何々をしてはならない」といった命令あるいは禁止のかたちをとっている。したがって、それに反することが行われることを予想している。

1.1.2. 法規範の特徴

法は、他の社会規範とどのように違うのか。

道徳は、人の考え、心、内面についての規範であるが、法は人の外面的な行為についての規範である。他人の持っているものを奪い取ろうと考えたり、殺意を抱いたり、女性を見ていやらしいことを想像したりすることは、反道徳的なことであるが、それだけで処罰されることはない。

日本の社会には、正月に餅を食べ、節分に豆まきをし、目上の人に会えば頭を下げるという習俗があるが、これらのことを行わないというだけで処罰されることはない。

しかし、法に反して、窃盗をしたり、殺人をしたり、強姦をすれば、人は、法によって裁かれ、罰せられる。法は、人あるいは組織や集団の行為を問題とし、人あるいは組織や集団の行為を規律する規範、すなわち行為規範である。

1.1.3. 法と強制力

法は、社会全体の総意を代表する国家権力によって強制的に実現される特殊な社会規範である。

¹ 本項の参考文献として、渋谷秀樹『憲法への招待』岩波新書（新赤版、758）、2001年が有益である。

1.2. 憲法とは何か

1.2.1. 憲法

法の機能は、必要最小限の強制力による共同生活の調整。

社会では、各個人は法的地位では平等、対等であり、そこで生ずる衝突、対立は解消が困難となる。そこで問題を解決するため、強制力を有する公権力が設定される（社会契約論）。

憲法は、公権力を有する国家と個人の法的関係についての基本法である。

1.2.2. 憲法の二つの要素

①憲法は、国家のしくみについて、三権分立を定め、それぞれの国家機関の権利や義務について定めている。

②憲法は、個人の権利について定めている。

憲法は、そもそも王権が勝手しほうだいをしないように決めたものであるから、王権がしてはならないこと、していいことについて定めてあり、また国民の権利を侵害しないよう、国民の権利について定めたものである（＝憲法は市民革命の産物＝立憲主義）。

憲法は、強大な公権力を持ちうる政府に対して、法的な制約を課すこと、すなわち、政府に対して義務を課す規範である。

権利と義務は表裏の関係にあり、国民の権利を実現する義務を政府が負うことを規定するのが憲法である。憲法は、法律による国民に対する義務が、国民の権利と自由を不当に侵害しないよう、政府の立法活動に制限を加えている。

憲法は、統治者の行為を支配し、統治者が守る義務を課されているものである。

1.3. 立憲主義とは何か²

憲法は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とするが、この立憲主義思想は法の支配（rule of law）の原理と密接に関連する。

1.3.1. 法の支配

法の支配＝専制的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理。

- ①憲法を最高法規とする考え方
- ②権力によって侵される人権
- ③法の内容・手続きの公正
- ④権力の恣意的行使をチェックする裁判所の役割の尊重

1.3.2. 「法の支配」と「法治国家」の違い

①法の支配

立憲主義の発展とともに、国民が立法過程に参加することによって自分たちの権利・自由を護ること、したがって権利・自由を制約する法律の内容は国民自身が決定することを前提とする原理であり、民主主義と結びついた考え方。

法の支配という場合の「法」には内容の合理性が求められており、人権と結びついている。

②法治国家

国家権力の行使の形式や手続きを法によって定めるとする考え方で、民主主義と必ずしも結びつかない。

法治国家という場合の「法」には内容の合理性が問われていない。

² 本項の参考文献として、芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法』第3版、岩波書店、2002年が有益である。本書は、各種の公務員試験等（教員採用試験を含む）の受験を考えている学生にとっては、必読の基本文献である。

しかし、法治国家とは国家権力の行使において法の支配が貫かれている国家であると規定すれば、両者は対立する概念ではなくなる。この意味で、「法治国家」という概念を肯定的な意味で使用する場合もありうる。とくに専制体制、独裁体制、非民主的体制からの脱却ないし改革が求められている状況において→ソ連末期のペレストロイカ期。

1.3.3. 立憲主義の現代的意義

立憲主義と民主主義は密接に結びついている。

①国民が権力の支配から自由であるためには、国民自らが能動的に統治に参加する制度を必要とするから、自由の確保は、国民の国政への積極的な参加が確立している体制において初めて現実のものとなる。

②民主主義は、個人尊重の原理を基礎とするので、国民の自由と平等が確保されて初めて可能となる。

2. 社会認識の確立

憲法を手がかりに、社会を身近なところから考える。

2.1. 憲法を守らなければならないのは誰か

第 99 条 天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

第 99 条から明白に、憲法を尊重し擁護する義務を負うのは国民ではなく公務員であると言える。憲法の文言は「尊重し擁護する義務」としているが、遵守義務と言ってよいだろう。つまり、憲法は、国民にではなく、公務員、つまり公権力の担い手に対して、憲法の遵守義務を課し、つまり、「こうすべきである」、「こうしてはならない」ということを定めているのである。

近代的憲法は、英国の歴史にあるように、そもそも国王が恣意的に税金を課したりしないように、商人たちが国王に守るべきことを突きつけたところから生まれたものである。つまり、憲法は、国民が公権力を制限するためにある、あるいは国民を公権力の専横から守るためにあると考えるべきであり、この考え方を立憲主義と言う。ところが、日本やロシアでは、最初の憲法（1889 年の大日本帝国憲法、1906 年のロシア帝国の国家基本法）は、国民が自ら作ったのではなく、国王が国民に与えた欽定憲法であったために、現在でも、憲法や法律は、あたかも公権力が国民を規制するために存在するかのように理解されていることが多い。

しかし、実際には、憲法や法律の多くは公権力の担い手たちの専横を規制し、国民の権利を守るために存在しているのである。

2.2. 人権を守らなければならないのは誰か

憲法にはさまざまな基本的人権が規定されている。わが国には、人権擁護週間などが定められていて、法務省などがさまざまな行事を通じて、啓発活動を実施しているが、それを見ると、人権を擁護することが国民に求められているかのように感じさせるものが多い。人種差別や性差別をしないように、あるいは障害者や被差別部落民を差別しないように、など。しかし、一般の国民が人を差別することがあっても、その影響はささいなものであり、たいした差別ができるわけではない。確かに、旅館、公衆浴場、賃貸アパートに「外国人お断り」などとあることが、新聞に取り上げられたりするし、職場・学校での性差別やハラスメントもしばしば見られる。しかし、制度的問題と、個人の道徳的・倫理的問題とは区別しなければならない。

例えば、外国人であるだけで、罵声をあびせたり、入浴お断りなどと言うことは、人権問題というより、道徳や倫理の問題であり、誰が見ても、間違った行動である。

重要なのは、そうした明らかに間違っている、正しくない個人の行動ではなく、制度的な問題である。例えば、同一労働同一勤務であるのに女性というだけで給与が低かったり昇進が遅れたりしていると女性が訴えている企業が存在しているのに、それを不利益をこうむっている当事者の女性による訴訟というかたちでしか解決できない制度のほうが問題である。離婚に関連することから、扶養義務などについても、明らかに女性に不利な制度になっているのも同様である。養育費を支払わない前夫が不誠実であるという個人的問題に帰するのではなく、養育費が支払われなかった場合の差し押さえや強制執行などの制度が不備なことが問題なのである。

外国人差別の問題で言えば、実は、国連や諸外国が問題にしているのは、日本国民の個々の行為ではなく、日本の政府とくに、人権擁護週間を実施している法務省（出入国管理、外国人登録、帰化、永住許可などの事務を担当している部署、あるいは刑務所）と、警察（犯罪捜査、取調べ、拘置所）である。外国人のみならず、日本国民もまた、ひどい差別を受けたと感ずるのが、役所や警察であることが多い。役所や警察は強い権限を持っており、警察の場合は武力を行使することができる。こうした機関こそ、実は、人権侵害を犯すことが多く、起きた場合にはその被害も深刻なものとなる。

3. 国際社会認識の確立

法や憲法は、国民だけを守るものなのか？ 人権は、国民だけにしか適用されないのか？
他者を理解すること、異文化を理解することは、どういうことか？

3.1. 日本人の定義

3.1.1. 「日本人」に関する法的概念

「日本人」に関する法的概念はない。法的概念として存在するのは、「日本国民」であり、これは「国籍法」にもとづき日本国籍を有する人のことを言う。人は、「日本国民」と「外国人」(＝「日本国民」でない人)に分けることができる。

①日本国籍の取得

日本国籍の取得には2つの方法がある。第一は、「出生」による取得であり、第二は、「帰化」による取得である。

国籍法
第2条 子は、次の場合には、日本国民とする。
①出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
②出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
③日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。
第3条 (省略)
第4条
①日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。
②帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。
第5条 ①法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。
1) 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
2) 20歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
3) 素行が善良であること。
4) 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
5) 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。
②法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

1984年の国籍法改正により、父母両系血統主義となった。改正前は父系のみであった。

国によっては、出生地主義の原理を採用するところもある。

3.1.2. 「日本人」から「非日本人」までの8類型³

類型	血統	文化	国籍
I 「純粋な日本人」	+	+	+
II 「日系一世」	+	+	—
III 「海外成長日本人」	+	—	+
IV 「帰化者」	—	+	+
V 「日系三世」／「中国残留孤児」	+	—	—
VI 民族教育を受けていない「在日韓国・朝鮮人」	—	+	—
VII 「アイヌ民族」	—	—	+
VIII 「外国人」	—	—	—

福岡安則は、その著書の中で便宜的に「日本人」から「非日本人」までの8類型に分類整理した上で、日本では一般に、「日本人

³ 福岡安則『在日韓国・朝鮮人』中公新書、1993年を参照。

」であることにに関して血統が重視されていることを指摘している。

そのことは、見た目が「日本人」的でなければ、「日本国民」であっても、「日本人」と見なされない可能性が高いことを意味するが、他方、見た目が「日本人」と変わらない東アジア地域の人々は、客観的に分かりにくい「血統」や「文化」がより重視されることになるが、とくに「血統」という、客観的に区別しにくく、最もあいまいな要素がいちばん重視されている。

結局、「日本人」の定義は、「本人が日本人であると自覚していると同時に、周囲からも日本人と見なされていること」という、極めて主観的な定義となるように思われる。

3.1.3. 神話としての「単一民族社会」

「日本人」と「非日本人」という概念は明確に区分できる概念ではなく、福岡の分類の類型Ⅱから類型Ⅶまでは、中間的で、あいまいな存在である。また、たとえば、「沖縄県民」または「沖縄出身者」を「琉球人」とした場合、どの類型に位置付けられるかといった問題も生じる。

また福岡の分類に従って考えると、日本社会は、「単一民族社会」でも、「単一文化社会」でもないことは明白である。

3.2. 「国際」ということばはどのような意味か？

「国際」ということばが多用されている。しかし、「国際」とか「国際的」ということは、どのようなことなのか、よくわからない。個人のレベルで考えると、自己と他者があり、その関係があるというだけではないのか、と思う。個人のレベルで、相手が外国人であると何か特別なことが生じると考えるほうが、不自然ではないのかと思う。つまり、あえて国際ということばを使わずとも、他者に対する思いやりとか想像力とかということで、すべて考えていけるのではないかと思う。

もちろん、ことばが通じないと、あるいはいつもと違うことばを使わないと、相互の理解ができないとか意思が通じないということであれば、そこに特別なことが生じていることは確かである。しかし、それは、「国際」問題なのか？ 在日外国人、とくに日本で生まれ育った外国人との関係は、どうなのか？ そのような外国人のうち、アジア系の外国人であれば、本人が外国人であると言わない限り、外国人であることはわからない。

3.3. 英語教育は重要か？ 英語の早期教育は必要か？

外国語はなんとなく必要だからとか、将来必要になるかも知れないという程度で、できるようにはならない。だから、英語をただ漫然と6年間続けただけでは、たいしてできるようにはならない。おそらく高校受験や大学受験で選択科目だったら、やらないという中高生がいても不思議ではない。

外国語は早期に教育したほうがよいという考え方も普及している。それは確かなことなのかどうかかわからない。小さいころ外国にいても、その国のことばをすぐに忘れてしまうことはよくある。また大人になってから、外国に住むようになって、その国のことばが上手になった人もたくさんいる。

中高生は英語の学習のために膨大な時間と労力を費やしているが、その時間と労力を別のことに注いだほうがよいという意見もある。そもそも、日本語で考えていること、話せること以上のことを、外国語で話すことは不可能である。日本語で、もっとまともなこと考え話せることが重要ではないのか、という意見もある。

日本で生活している人のうち、外国語が生活のために必要な人はいったいどのくらいいるのか？ わずかしかないのなら、壮大な無駄をしているとも言える。

国際理解のために英語は必要だという意見もあるが、国際理解のために必要な外国語は、英語だけにとどまらないし、理解することと、外国語ができることは、どの程度の関係があるのか？ 関係があるとして、現在の英語の学習で、国際理解が深まるのか？

また、英語が、国際共通語になってしまったことによる英語独自の問題もある。例えば、ロシア語（あるいはドイツ語）を学ぶことは、ロシア（あるいはドイツ）の文化や社会を知る上で不可欠であるが、では、英語を学ぶことは、どこの地域の文化や社会を知ることと結びついているのだろうか。英語が国際共通語であるということは、すなわち英語は地域性や土着性を失っている言語だということである。したがって、英語を学ぶことが、すなわち英国や米国の文化や社会を知ることだとは必ずしも言えない。そもそも、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、南アフリカというように英語が公用語である国や地域はたくさんある。

3.4. キリスト教とは何か？ ヨーロッパはどのくらい重要なのか？

日本でキリスト教といえば、一般的には、カトリックとプロテスタントであり、キリスト教が信仰されている地域としてイメージされる地域は、欧米（とくに西欧と北米）である。しかし、キリスト教は、ローマ帝国の東西分裂に際して、東方教会（正教）と西方教会（カトリック）に分裂し、西方教会で宗教改革が行われて、そこからプロテスタントが生まれたことから明らかなように、東方教会（正教）について語らなければ半分しか語っていないことになる。

東方教会は、バルカン半島、中東、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、グルジア、アルメニアなどで、広く信仰されている。また、カトリックは東欧、南米、アフリカなどで広く信仰されており、イタリア、スペイン、ポルトガルなどのカトリック人口は、全カトリック人口に占める比率からするとそれほど大きくはない。

ところが、そのキリスト教も、もちろん全世界で信仰されているわけではない。中国やインドなどはもちろん、中東やアフリカには、仏教、イスラム教、ヒンズー教など、巨大な人口を抱える非キリスト教世界がある。日本も非キリスト教世界の一つである。

ヨーロッパは、アイスランドなどの島嶼を含め、他方、旧ソ連のヨーロッパ部を除くと、面積は約 493 万 m²で全世界の 3.6%、人口は約 5 億人で全世界の 9.3%である。ヨーロッパは、面積でも人口でも中国一国にとうてい及ばない。

私たちは、世界のごく一部に過ぎない欧米や西方教会世界を、実際以上に重視し過ぎてはいないだろうか？

3.5. 欧米はモデルか？⁴

「欧米では」という言い方がよくされる。そのあとには欧米を模範とすべきことの内容が語られる。欧米諸国がいろいろな点で学ばべきものを持っていることは否定しないが、それは個別具体的な制度などであって、欧米そのものではない。そもそも、欧米以外の地域が欧米になることはできない。

政治の世界では、民主主義のモデルとして、欧米のシステムが想定されることが多い。しかし、世界中で、欧米で言うところの民主主義なるものが存在しているのは、わずかな例外的な地域でしかない。そもそも、日本の政治は、民主主義なのか？ 民主主義だとして、例えば英国のそれと似ているのか？ 実はあまり似ていない。だとしたら、ロシアもまた、欧米にあるような民主主義国になることはないだろう。世界は、同じ方向に進んでいるのではない。

かつてのイラク、アフガニスタン、そして今なお北朝鮮が非民主的國家の代表格と考えられている。しかし、北朝鮮は、戦前の、とくに第二次世界大戦中の日本とよく似ている。おそらく第二次世界大戦中の日本がモデルなのではないかとさえ思える。しかし、違うところがあって、それは元首のキムイルソン、キムジョンイル親子が必ずしも神格化されていないことである。ところで、第二次世界大戦中の日本に、暖かい家族や、恋人どうしの語らいや、若者の希望や夢はなかったのだろうか？ もちろんあった。そこには庶民のささやかな暮らしがあった。だとすれば、今の北朝鮮にも、同様にそのような個人の暮らしがあるはずだと、想像できる。

セルビア、アフガニスタン、イラクは空爆されて当然の国だったのだろうか？ そして 60 年以上前の日本は空爆されて当然の国だったのだろうか？ 少なくとも、空爆されたとき、セルビア、アフガニスタン、イラクは、日本のように全面的な侵略戦争をしていたわけではない。セルビアは、国内紛争をしていた。しかし、英国は北アイルランドで、スペインはバスクで、ロシアはチェチニアで同じことをしているように見えるのに、外国軍によって空爆されはしない。

空爆して民主的國家にするということは、可能なのか？ ドイツと日本は特殊な事例のようにも思える。

中国で戦争をしていた日本が、さらに真珠湾を奇襲して米国との無謀な戦争を開始したのはなぜかということを考えると、今の北朝鮮に対して、厳しい政策をとればよいとは簡単に言えないのではないと思う。

暗黙のうちに、欧米を最上級にし、イラクや北朝鮮を最下級にした物差しが出来上がっているが、そのような発想は、文化の多様性や固有性を軽視することになる。

3.6. 日本のことについてどれだけ知っているか？ 日本のユニークな点はどういうところか？

寺子屋教育のおかげで、明治維新のとき、日本に住む人々の多くは、読み書きそろばんができ、文盲率はかなり低かったと考えられている。

江戸文化のレベルの高さは、よく知られている。しかし、それは一部の貴族・武士や富裕な町人だけのものだったのだろうか？ しかし、江戸時代、お伊勢参りが流行し、日本全国から伊勢神宮に年間何万人もの庶民が参詣していることから、また浮世絵や芝居、あるいは工芸品などの多くは、かなり大衆的なものであったことから、それだけゆとりのある時代だったとも言える。

日本で、その後の急速な経済発展を可能にした基礎があったとしたら、それは、かつてマックス・ウェーバーが『プロテスタンティズムと資本主義の精神』の中で言っていたのとは異なり、キリスト教文化や宗教改革は、経済発展にはほとんど関係がなかったことになる。

日本では、儒教（論語）や仏教は日常生活に入り込んでいて、非キリスト教世界であることは明白であり、そうした非キリスト教世界、非欧米であることのユニークさを、私たちは自覚すべきではないかと思う。欧米崇拜から脱することができず、氏名の順序を逆にしたり、英語で書いてあったり英語で話されたりすると、何かすぐれたことが書いてあったり言われたりしているのではないかと考えてしまう傾向がある。

日本は、実は、非欧米的モデルの一つのユニークな例であって、私たちは、生まれながらにして、キリスト教、仏教、神道などの多様な宗教に接し、ユニークな歴史や文化を持った国民なのである。とすれば、私たちは、欧米世界の人とは別の、国際認識、ロシアやイスラム世界のユニークさを理解できる国際認識を生まれながらに持っているのではないかと思う。

日本人は英語が下手だと言われているが、それは決して国際理解のビハインドではない。むしろ、私たちは英語しかできない多くのアメリカ人よりも、国際理解のための潜在的な能力において優位な立場に立っているのではないかと思う。

しかし、その国際理解のための潜在的な能力における日本人の優位性を台無しにしているものがある。それは、日本人の「島国根性」である。つまり、他者への思いやりや想像力の欠如である。

⁴ 本節の内容については、かつて筆者は、岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究：民主化の多様な姿』（日本経財評論社、2004 年）の第 4 章において議論したことがあるので、参照されたい。